

浦添市スポーツ協会賛助会員規程

(総則)

第1条 この規程は、浦添市スポーツ協会（以下「本会」という。）会則第32条に規定する本会の賛助会員について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本市スポーツ水準の向上と、本市に在住する全ての市民がスポーツの恩恵に浴し、児童生徒や高齢者及び体の不自由な人達など、健康で明るい市民の育成を図るため、広く市民及び一般の協力を仰ぎ資金を調達し、その振興に寄与することを目的とする。

(賛助会員)

第3条 賛助会員は、本会設立趣旨・目的に賛同し、事業を援助するため、所定の賛助会費を納入する者とする。

(入会)

第4条 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書（様式第1号）により、会長に申し込まなければならない。

2 会長は入会の可否につき検討を行い、決定する。

(会費)

第5条 賛助会員は、次の年会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員 3,000円
- (2) 団体会員（団体、事業所等） 一口100,000円以上

(会費の使途)

第6条 前条の会費は、毎事業年度における一般会計の支出費に充てるものとする。

(特典)

第7条 会員には、本会主催又は共催の行事への案内、また、団体会員には広告の掲示等について調整を図るものとする。

2 本会は賛助会員に対し、毎年度会員名簿を送付する。

(退会)

第8条 賛助会員は、退会届（様式第2号）を会長に提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 賛助会員が次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は賛助会員である法人若しくは団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(除名)

第10条 賛助会員が下記各号の事由に該当するときには、常任理事において理事現在数の3分の2以上の決議に基づき、その賛助会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し若しくは目的に反する行為をしたとき。
- (2) 本会の会則若しくは規程に違反したとき。
- (3) 反社会的組織等がその事業活動を支配するもの

2 賛助会員を除名するときには、常任理事会において決議する前に、当該賛助会員に対し弁明する機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 賛助会員が既に納入した賛助会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(改正)

第12条 この規程は、常任理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し問題が生じた場合は、役員会で協議し決定する。

附則

この規程は、令和3年10月20日から施行する。

2 この会則は2023年4月17日から施行する。

様式1号(第4条関係)

賛助会員入会申込書

令和 年 月 日

浦添市スポーツ協会
会長 平 良 亮 様

私は、貴協会の事業に賛同したので、賛助金を添えて賛助会員として入会を申し込みます。

氏名・企業名 _____ 印

代表者氏名 _____ 印

〒

住 所 _____

◇会員種別(○で囲んでください)

個人賛助会員 団体賛助会員

◇賛助金区分

区 分	賛 助 金
個人賛助会員 1口 ¥3,000円	口 円
団体賛助会員 1口 ¥100,000円	口 円

※ 事務局使用欄 (受付年月日 令和 年 月 日)

決 裁	会 長	副会長	理事長	事務局長	担 当

処 理	台帳記載	
	入金確認	
	承認発送	

浦添市スポーツ協会賛助会費について（依頼）

浦添市スポーツ協会賛助会員の賛同いただく際は、下記口座にご入金くださいますようお願いいたします

領収書については郵送いたします。

恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

なお、ご連絡いただければこちらから会費を受け取りに伺うことも可能です。

記

1. 賛助会員会費：1口 100,000円

2. 振込先

銀行名	沖縄銀行 大平支店
預金種目	普通
口座名義人	浦添市スポーツ協会 会長 平良 亮
口座番号	1602822